

黎朝前期紅河デルタにおける屯田所政策

八 尾 隆 生
(広島大学)

The State Farm System in the Red River Delta in the First Half of the Le Dynasty Vietnam

YAO, Takao
Hiroshima University

Historically in Vietnam, a large-scale embankment system was established in the Red River Delta from the Tran dynasty as a state project.

Running alongside the national projects, small-scale reclamations were also promoted. The royal families and some high-ranking aristocrats forced slaves and peasants to construct small-size banks and reclaimed new rice fields (Manor).

These landowners were swept aside by Ho Quy Ly who usurped the Tran dynasty and the Ming government that dominated North Vietnam at the beginning of the 15th century. Accordingly, it is said that this type of land ownership had little influence on society in the Le period.

But after the battle for independence, the Le government prompted land reclamation using the same reclaiming technique. In 1481, King Le Thanh Tong established 30 state farms ("Don dien so" in Vietnamese) in the Red River delta.

Ph. Nguyen Duc Nghinh pointed out that most of these locations, which were along big rivers, took the same names as villages or cantons ("tong" in Vietnamese, groups of villages). According to his analysis, they would have been relatively small, and he emphasized their supplying function for the army.

Ph. Yumio SAKURAI also has been researching the history of reclamation in the Red River Delta. According to his theory, most farms would have been located in areas that had a long history of reclamation and already had not much land for new cultivation. So in terms of the size of state farms, I agree with Dr. Nghinh. In this paper I would like to add a little perspective on the farm functions.

The sources of labor, I shall divide them into 2 types: Guardsmen of the Five Chief Commissions and villagers around farms.

Farms were concentrated around the capital (Hanoi now), Nam Sach area (the junction of major rivers), and along the strategic line (Langson - Bacninh - Hanoi - Ninhbinh). But State farms didn't have any military power of their own, but had a

Keywords: The Le dynasty, King Le Thanh Tong, state farm, The Red River delta, Five Chief Military Commissions

キーワード :黎朝, 黎聖宗, 屯田所, 紅河デルタ, 五軍都督府

supply function. In these cases, the main source of labor was the army. For example, in and around the capital, there were the Palace Guards and 6 guards units belonging to the Central Chief Commission. Soldiers were local peasants enlisted by the government. So it may safely be said that they fed themselves.

On the other hand, there were also many farms outside these areas. In such cases, villagers living nearby were the main source of labor. Besides establishing farms, the Le government recommended peasants to reclaim new land, but suspected that most new land would be unrecorded, and changed into private land at the same time. In the early Le period, private land was exempt from taxation, so there was no merit for the state finances. In addition, some high-ranking counselors still managed manors and often illegally occupied nearby land.

State Farms had appeared to feed the army, protect public land, and maintain the land redistribution system (Quan dien).

はじめに

- 一 屯田所政策とは
- 二 屯田所の位置比定

はじめに

ヴェトナムの近世小農社会の始まりを15世紀とする論文〔八尾 2001a〕を筆者は昨年発表した。しかし講座論文という性格上、個別の問題に関しては細かい言及は出来なかった。当時の土地をめぐる問題に関しても、後述するように開拓形式が大きく3つに分けられること、それが均田制度と密接な関係にあったことを指摘するに止まっており、開拓の実状にせまるものではなかった。

桜井由躬雄が一連の「紅河デルタ開拓史研究」〔桜井 1979; 1980a; 1980b; 1989; 1992〕で扱ってきた時代は陳朝期（14世紀）で止まっているが、氏の文学博士論文〔1987〕の分析対象であった黎朝期の田土政策史研究とデルタ開拓史研究が、15世紀以降どう整合性を持つのかは不明のままである。ただ、その陳朝期の開拓の状況分析から、黎朝期以前に主要な河川の堤防網はほぼ完成して輪中化が済み、

三 屯田所設立の目的

- 結びにかえて

氏がしばしば論じられてきたデルタ開拓の「工学的適用」段階は、この時期までに一応完成され、それと相まって、村落制度（社制度）の再編と均田制度の創設があったと推定できよう¹⁾。

これに対し、桃木至朗〔2001〕は、桜井の研究に依拠して、陳朝期に、氾濫原の輪中化や沿海部の干拓などの開発（田庄経営）が陳朝王族を中心として行われ、奴隸を含む隸属民も多く使用されたことを指摘する。更に陳朝期の土地寄進碑文や墓誌の分析によって、中小規模土地所有者の存在が徐々に増え、そして彼らの力が拡大したために、隸属民を利用した大経営は、陳氏王族の衰退、胡氏の政権奪取によって名目化が進み、小農経営が一般化したこと等を指摘し、その他の要素（例えば「民族意識の萌芽」など）を合わせて、14世紀が「ベトナム史の分水嶺」であったとする。

近世社会の開始の理解に関して1世紀の差

1) 桜井 1987, 序章が説くように、今まで続く村落形成の始原についてヴェトナム人史家と外国人研究者の理解には食い違いが大きい。しかし、陳朝末から黎朝期にかけて大きな社会変化のことに関しては理解が一致している。

があるわけだが、この1世紀の間にあったこと、すなわち、陳末の家奴の反乱の頻発、胡氏の性急な改革と失敗、明による支配と抵抗戦争による国土の荒廃等を考えれば、14世紀に出来ていたものが一旦破壊され、黎王朝の成立がその再建を促したと理解すれば矛盾はなかろう²⁾。黎朝初期は人口・耕地とも回復期に当たり、聖宗期にはすでに土地は再び重要な資源となっていたのである。その為に均田制度が実施されたのである。

では均田制の目的に関し、黎初の各帝はどうのような認識を持っていたのだろうか。

初代皇帝太祖は、「独立の為に戦った者が立錐の土地ももてず、徒手游足の者が土地を占拠している」（『大越史記全書』（以下『全書』）10 順天2年春正月22日の条）という国初の事態に憂慮の言を残している。

黎初は土地の荒廃、陳・胡朝王族の没落、明に協力した「偽官」のページによって多くの土地の所有関係に変化が生まれ、多くの土地を黎朝は無主の地として確保したとされるが、その一方で混乱を利用して土地の占奪に成功する者もいた。また大量の兵士をデルタから故郷へと帰農させる必要があった。このため、太祖による順天均田制は実施された形跡があるものの、太祖が在位6年で没したため、その実効性に関しては疑問が多い。

後代の諸帝も田土問題には真剣に取り組み、3代仁宗時代には刑律に田産章14条（現行の『黎朝刑律』卷3 始増田産章凡14条がこれにあたるとされている）が追加され（『全書』11 大和8年11月一末の条），土地をめぐる問題に法的根拠を提供している。こうした延長上に聖宗期の「開拓」政策は理解する必要

がある。開拓のタイプについては、既述のごとく、大きく分けて、(1) 一般農民主導型のもの、(2) 国家の機関がおこなうもの、(3) 功臣など特定の有力者が主導するものの3つがあるが、(1) については筆者は既に安興県の事例につき小論〔八尾 1995〕を発表している。また(3) については別稿にて論述するものとし、本稿では(2) の、均田制度と前後して正式決定した屯田所制度について、その立地の分布を分析することにより、その「開拓」の目的や実状にせまりたい。

一 屯田所政策とは

屯田政策は漢代以降、中国でも混乱期によく実施されるが、ベトナムで実施の確認が出来るのは15世紀以降の聖宗期である。『全書』12 光順3年（1462）夏4月—5月の条によると、太祖時代からの老臣黃清が、直言を求められたのに対し、「屯田を置き、以て辺儲を実たす」べきことを述べ、聖宗によって採択されたとある。そして約10年後に屯田所設置の詔が発せられる。『全書』13 洪徳12年（1471）5月22日-6月20日の条には

立屯田所。詔曰、屯田之置、所以尽農力広邦儲。其令各處屯田、定為上中下三等。

とあり、正式に屯田所が発足の運びとなる。その屯田所名一覧表が、聖宗の文集『天南餘暇集』（以下『餘暇集』）「官制典礼」の項にあり、太僕寺³⁾属下に30の屯田所が、清華太僕寺⁴⁾に5、乂安太僕寺に4、順化太僕寺に3の屯田所の名前が挙がっている⁵⁾。

実は、この時代の屯田所制度に関して、こ

2) 明支配時代の人口（『安南志原』3による）は異常に小さな数値を示しており、それを山本 1950, pp.607-609 は明の支配力の弱さと理解しているが、実際に多くの人口が失われたこと、或いはデルタから四方へ逃亡した人々が多かったことも事実であろう。

3) 太僕寺は典牧のことなどを扱う中央機関で、長官の卿は清華太僕寺卿、乂安太僕寺卿、順化太僕寺卿とともに正五品であった。各屯田所には所使（従八品）及び副使（正九品）が各一名置かれた。

4) 本論稿では北部デルタ以外の屯田所についてはとくに言及しない。

5) 『欽定越史通鑑綱目』（以下、『綱目』）23 洪徳12年（1471）5月の条の註と、『官制典礼』2にも同様の屯田所一覧がある。

れ以外のまとまった史料は、日本はもちろんベトナム本国にも存在しない⁶⁾。そのような史料状況の中で、この屯田所に関して唯一とも言える専論を残しているのがグエン・ドウック・ギン Nguyen Đức Nghinh [1986a] [1986b] である。

氏が第一論文 [1986a] でまず明らかにしたのは各屯田所の位置である。氏は黎末の村落名一覧書（ただし編纂されたのは阮朝にはいってから）である『各鎮総社名備覧』（以下『備覧』）を用い、『餘暇集』に載る所名をもつ「○○所」を探し、次に「○○所」は載っていないが「○○社（或いは「村」）」とあるものに（「所」が時代を経て「社」に変化したのではないかという考えのもとに）同定した。これにより、氏は北部デルタに15世紀当時30箇所あった屯田所の内29の位置に当たりをつけている。次に、第二論文 [1986b] では屯田所の規模、散在性、労働力源などについていくつかの村の田簿をもとに述べる。ただし残念なことにこの第二論文は依拠する史料が18世紀以降に集中しており、15世紀の屯田研究に直接貢献できるものとは言い難い。

他の研究者の研究に若干ふれると、まずファン・フィ・レ Phan Huy Lê [1959, pp.60-63] はあまり軍事目的には言及せず、北部の「屯田所」の多くが社名を、中北部が県や府の名を所名にしている点に触れ、その開拓の規模の差を指摘する。北部の所の規模が小さいとする点ではギンとおなじである。最後にギンと並ぶ著名な社会経済史家であるチュオントン・ヒウ・クイン Trương Hữu Quýnh [1982, pp.244-246] は屯田所に所属している田地の分散性を指摘し、かつ官吏への分給のないことから、公田状態の維持の原則を後代まで守ろうとしていたことに注目する。

二では上記のギンの研究過程、特に位置比定を紹介し、合わせて筆者の若干の知見を加えたい。

二 屯田所の位置比定

まずギンの研究に従い、各屯田所の位置比定を整理する。表1はギンの使用した『備覧』に基づくが、氏があまり利用していない『同慶御覽地輿誌』⁷⁾も参照のために加えておく。表1の○囲み番号（筆者が便宜的つけたもので、『餘暇集』やギンの行論の順には従っていない）は地図のそれに対応する。ただし、番号③は筆者自身の比定である。また以下の行論のため、桜井氏によるデルタの地形区分図も掲載する（地図2）。

以下では、まずはこの各屯田所の立地条件や歴史的前提を先学の研究に従いながら列挙していきたい。なお、以下の地名表記では、漢文史料に出てくる地名は漢字、地図上に出てくる地名には欧字⁸⁾、現在の地名にはカタカナを使用する。ただし必要に応じて現代ベトナム語文字（Chữ Quốc ngữ）を付記する。

（ア-1）京師周辺 西部方面

京師（ハノイ）周辺は紅河デルタでも特に開発の古い地域の一つであるが、王朝時代の初期から、チャンパの戦争捕虜を強制移住させた地区もある。その西部のソンタイ Sơn Tây 地区も古くからの歴史をもち、陳朝時代にはそうした労働力をもとにした王族の田庄經營があった可能性がある [Quýnh 1982, p.157]。更に抗明戦最末期にこの地も激戦地となって荒廃し、その復興が急がれていた。また二代皇帝太宗の時代から京師の拡張工事がおこなわれており [八尾 1996, pp.150-151]、屯田

6) ただ唯一の例外ともいえるのが、ハノイ師範大学所蔵の『洪徳田簿』（図書記号：HN.166）で、ギン 1986a, p.30 及び 1986b, 注6 によると清华にあった屯田所に関する記載があるとのことである。ただし、2002年7月に師範大を訪れ、閲覧を申請したが、所在不明のことである。

7) 阮朝中期（19世紀後半）の地誌。各省毎にその社名までを列挙する。

8) 筆者所蔵の五万分の一及び十万分の一の地図にはクオックグー記号のないものがあるので便宜的にこうした区別法を採用した。

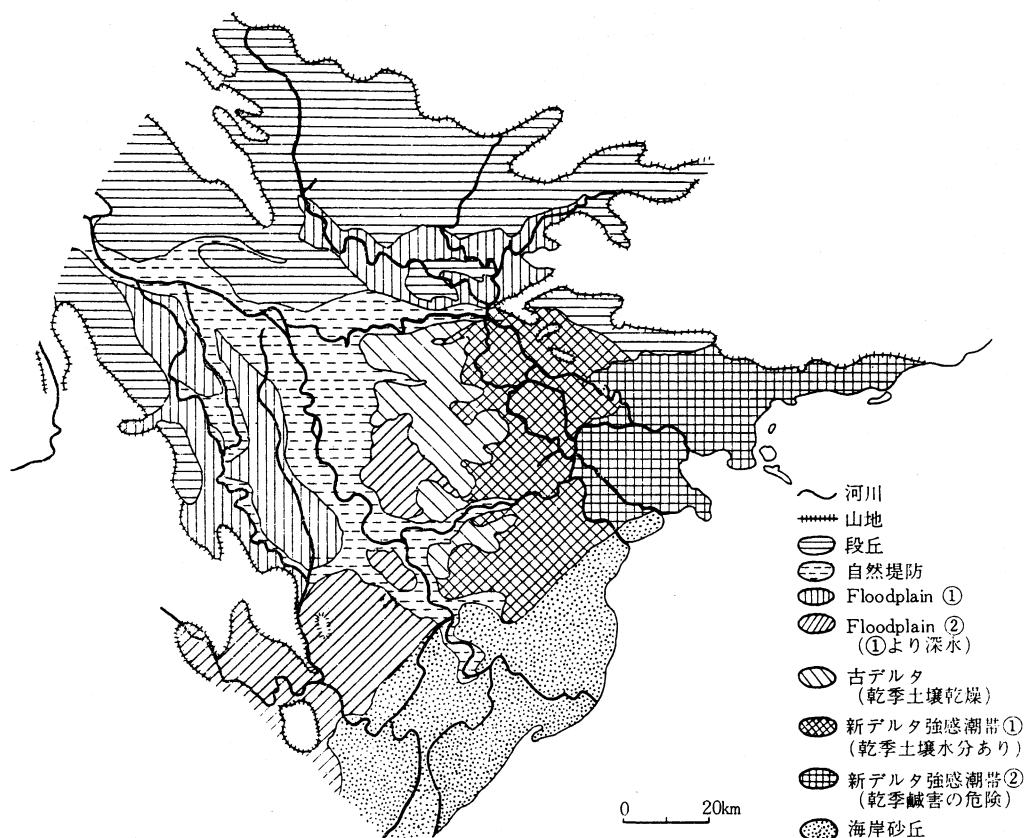
表1 屯田所一覧

番号	屯田所名	史料	承宣、省	府	県	総	屯田所に関連する村落
①	觀羅	備覽	山西	国威府	慈廉県	富家総	觀羅社、觀羅所
		地輿誌	河内省		慈廉県	富家総	觀羅社、觀羅所
②	明早	備覽	山西	国威府	慈廉県	明果総	明果社、明果所
		地輿誌	河内省		慈廉県	明早総	明早社、明早所
③	駅望	備覽	山西	国威府	慈廉県	駅望総	駅望社、駅望所
		地輿誌	河内省		慈廉県	駅望総	駅望社、駅望所
④	蓼潭	備覽	山西	永祥府	安朗県	夏雷総	蕎池社
		地輿誌	山西省		安朗県	夏雷総	蓼池所
⑤	盛光	備覽	京師	懷安府	永順県	下総	原文紙裂
		地輿誌	河内		永順県	下総	盛玳砦
⑥	永興	備覽	山南上	常信府	青池県	永興鄧総	永興鄧社、永興鄧中村
		地輿誌	河内省		青池県	永興鄧総	永興鄧社
⑥	永興	備覽	山南上	常信府	青池県	青池総	永興所
		地輿誌	河内省		青池県	青池総	永綏社
⑦	安縁	備覽	山南上	常信府	青池県	青池総	安縁社、安縁所上村、下村
		地輿誌	河内省		青池県	青池総	安縁社、安縁所上村、下村
⑧	華葉	備覽	山南上	常信府	青池県	寧舍総	花葉社
		地輿誌	河内省		青池県	寧舍総	芳葉社
⑨	金閔	備覽	京北	順安府	嘉林県	嘉市総	金閔所
		地輿誌	北寧省		嘉林県	嘉瑞総	金閔所
⑨	金閔	備覽	京北	順安府	嘉林県	東隙総	金閔社
		地輿誌	北寧省		嘉林県	東畜総	金閔社
⑩	華林	備覽	京北	順安府	嘉林県	嘉市総	花林所
		地輿誌	北寧省		嘉林県	嘉瑞総	長林所
⑩	華林	備覽	京北	慈山府	東岸県	会阜総	花林社
		地輿誌	北寧省		東岸県	会阜総	榆林社、名林社
⑪	亀蒙	備覽	京北	慈山府	東岸県	安常総	亀蒙所
		地輿誌	北寧省		東岸県	安常総	亀蒙社
⑫	丹染	備覽	京北	順安府	文江県	奉公総	丹染社、丹染所
		地輿誌	北寧省		文江県	奉公総	丹染社、丹染所
⑬	貢渓	備覽	山南上	応天府	彰徳県	渤川総	貢渓社、貢渓所
		地輿誌	河内省		彰徳県	渤川総	貢渓社、貢渓所
⑬	貢渓	備覽	山南上	応天府	懷安県	太堂総	貢渓所
		地輿誌	河内省		懷安県	太堂総	総内に所無し
⑭	楽場	備覽	山南上	里仁府	金榜県	扶淡総	楽場社
		地輿誌	河内省		金榜県	扶淡総	楽場所
⑮	羅山	備覽	山南上	里仁府	平陸県	蒲舍総	羅山所
		地輿誌	河内省		平陸県	蒲舍総	羅山所

⑯	鳳尾	備覧	山南上	応天府	青廉県	美舍総	鳳尾社□□, 鳳尾社武舎村, 鳳尾所寧富村, 鳳尾所三村
		地輿誌	河内省		青廉県	美舍総	鳳尾社, 鳳尾社二村, 鳳尾所寧富村, 鳳尾所寧舍村
⑰	天健	備覧	山南上	応天府	青廉県	枚桟総	天健社, 天健所
		地輿誌	河内省		青廉県	枚桟総	大健社, 大健所
⑱	望瀛	備覧	山南下	義興府	望盈県	逢川総	望瀛社
		地輿誌	南定省		豊盈県	逢川総	望瀛社
⑲	望瀛	備覧	山南下	義興府	望盈県	上桐総	望瀛社上村, 所中村, 下村
		地輿誌	南定省		豊盈県	上桐総	望瀛所上村, 中村
⑳	蓬海	備覧	清化	長安府	安慶県	連海総	連海社
		地輿誌	寧平省		安慶県	蓬海総	
㉑	東海	備覧	山南	天長府	南真県	沙籠総	東落社, 東落所上同村
		地輿誌	南定省		南真県	沙籠総	東落社, 西落社
㉒	東海	備覧	山南	天長府	南真県	金牢総	東落所下同村
		地輿誌	南定省		真寧県	玉肇総	東樂所下同村
㉓	連翠	備覧	山南下	建昌府	舒池県	無碍総	湧澤所
		地輿誌	南定省		舒池県	無碍総	湧澤社
㉔	上烈	備覧	山南下	太平府	東閔県	上列総	上列社, 上列所
		地輿誌	南定省		東閔県	上烈総	原文ヌケ
㉕	西謝	備覧	海陽	下洪府	四岐県	北謝総	北謝社, 中謝社, 西謝所上同村, 下同村
		地輿誌	海陽省		永保県	北謝総	北謝社, 中謝社, 内謝社
㉖	西謝	備覧	海陽	下洪府	四岐県	東謝総	東謝社, 南謝社
		地輿誌	海陽省		永保県	東謝総	東謝社, 南謝社
㉗	龜浪	備覧	京北	諒江府	鳳眼県	荏臘総	龜浪社
		地輿誌	北寧省		鳳眼県		県内に該当総無し
㉘	安住	備覧	海陽	南策府	青林県	安住総	安住社
		地輿誌	海陽省		青林県	安住総	安住社
㉙	鄱陽	備覧	京北	順安府	嘉定県	萬斯総	鄱陽社, 鄱陽所
		地輿誌	北寧省		嘉平県	萬斯総	鄱陽所
㉚	南澗	備覧	海陽	南策府	至靈県	古知総	南澗社
		地輿誌	海陽省		至靈県	古知総	南澗社
㉛	思邁	備覧	京北	諒江府	安勇県	思邁総	思邁社
		地輿誌	北寧省		安勇県	思邁総	思邁社
㉕	粉池	備覧	京北	諒江府	安勇県	福層総	粉池社, 粉池所
		地輿誌	北寧省		安勇県	福層総	粉池社所, 粉池所
㉖	大早	備覧	京北	慈山府	安豐県	針溪総	大早所下同村, 中同村, 上同村
		地輿誌	北寧省		安豐県	針溪総	大早社上同村



地図1 屯田所の比定位置



地図2 紅河デルタの地型区分
[桜井 1980a; 図12] より

所の設置もそうした事業の延長上にあったの
かもしれない。開発の歴史自体は古いが、雲
南に発して狭く短い中流域を直流してきた紅
河がしばしば洪水をおこし、無数の湖沼を残
している。

①観羅所 Quán La Sở 京師（現ハノイ）の西北部、西湖の西岸に接して Quan La So と Quan La が見られる。『餘暇集』「官制典礼」太僕寺の項によれば、この付近には屯田所以外にも典牧所、養蚕所も設置され、米だけではなく、京師向けの物資生産地であった。

②明早所 **Minh Tao Sở** 筆者の所有する
50,000万分の1及び100,000分の1の地図で
は Minh Tao (或いは明早 Minh Cao) の地

名を見いだせないが、『同慶御覽地輿誌図』⁹⁾上冊の67頁の山西省慈廉県の図には、ハノイとソンタイ市を結ぶ幹線（国道11号線）がトーリック河（蘇瀝江）を渡る地点から北の西岸に明早所と明早社の名がみえる。

③駅望所 **Dich Vọng Sở** 同じく国道11号線上の、ハノイとニュエ Nhuệ 河（銳江）東岸の間に、ハノイの方から Dich Vong, Dich Vong Trung, Dich Vong Hau, Dich Vong So の地名が見える。①から③は紅河南岸の自然堤防上にあるが、③の西のダイ Đáy 河付近にも Yen So, Dac So 社など、もともと「所」であったとおもわれる地名がいくつかみられる。

9) 『同慶御覽地輿誌』(東洋文庫蔵)の付地図。東洋文庫から1943年に影印発行された。全2冊。

④蓼潭所 **Luc (Liễu) Đàm Sở** 山西省安朗県夏雷縕に蓼池社がある。これは黎世宗の避諱（潭を池に）の為であり、1805年の地簿にも蓼池所が同縕に属していたとある〔Nghinh 1986a, p.33〕。ここは紅河の北岸の自然堤防上の村落であるが、南に大きな浮沙洲をひかえる。

⑤盛光所 **Thịnh Quang Sở** 現ハノイ市内域 (Nội thành Hà Nội) の、トーリック河の東岸に接する。Ngô Vi Liễn の *Danh mục Các Làng xã Bắc Kỳ*¹⁰⁾ (454頁) によれば、同所は Hà Đông 省 Hoàn Long 縣 Yên Hả 總内に存在した。ハノイと西南のハドン市を結ぶ国道6号線のすぐ西にある。現在ガートゥーソー (Ngã Tư Sở) という道路交差点が6号線上に存在するが、その名「所 (Sở)」の四つ角 (Ngã Tư)」は屯田「所」から出た可能性が高い。

(ア—2) 京師周辺 南部方面

周知のごとく、陳朝宗室の有力者は本拠地を紅河デルタ海岸地方に構え、京師付近でも田地の経営を行っていた。その故地の多くは陳朝末期の混乱で所有主を失ったり、明の手に落ちた。その土地が黎朝成立時に収公され、その管理下に置かれたこととなった。

⑥永興所 **Vĩnh Hưng Sở** 『備覧』には3つの永興社がある。ギン [1986a, p.33] は『餘暇集』『天下版図』の青池県の項に「三所ある」とあることから、その三所のうちの一つが⑦の安縕屯田所、一つが西扶烈桑蚕所、残る一つが永興所であろうとする。『地輿誌』では永綏 (Vĩnh Tuy) 社と名が変わる。Vinh Tuy は京師のすぐ南の紅河西岸の堤防上に位置するほか、そのすぐ南にも飛び地がみられるが、ともに紅河西岸の自然堤防上にある。また永興所が属する青池県には現国道1号線の西側にも別に永興鄧縕があり、その中におそらくもとは屯田所の一部であった可能性の

ある永興鄧社、永興鄧中村がトーリック江沿いに存在する。

⑦安縕所 **Yên Duyên Sở** ⑥の南約6キロの、やはり紅河西岸の自然堤防上に Yen Duyen, そのすぐ西南に Yen Duyen So Thuong が位置する。さらにそこから南南東9キロのやはり紅河西側堤防沿いに Yen Duyen So Ha の名が見える。

⑧華葉所 **Hoa Diệp Sở** ギンが最も比定に確信が持てなかった所である。氏はこれを『備覧』山南下鎮南真県芳邸総奕葉社に比定する [1986a, p.33]。筆者も確たる根拠があるわけではないが、『備覧』青池県寧舎縕にある花葉社 (『地輿誌』では芳葉社) がこれではないかと考える。同社は現ヴァンディエン鉄道駅から国道1号線を南に5キロ下ったところにある。同時にトーリック河の屈曲部に位置している。

桜井 [1980, pp.606-609] は、この地域の10世紀段階での村落分布を検証しているが、この三つの屯田推定地点が紅河の自然堤防及びトーリック江のつくる微高地にあることから、すべて古い開拓の歴史をもっていると考えられる。

(ア—3) 京師周辺 東部・東北部方面

明との戦いが最終局面に入った段階、即ち明軍が立てこもる東閻城 (ハノイ) を包囲した際、黎利 (後の黎太祖) は紅河をはさんだ対岸の嘉林 Gia Lâm の菩提壇を本陣とした。ここにも陳朝宗室の采邑や、土地寄進を受けた寺院が多かった。この地も自然堤防上にあり、紅河とドゥオン Duống 河 (天徳江、北江) のオーバーバンクした水がつくりだした沼や湖が多数存在する。こうしたところを都の防衛上の意味も含めて開拓した可能性が高い。しかも、複数の所が嘉林県と、ドゥオン河をはさんだ北岸の東岸県に集中している。農地開拓と同時に、ギンが指摘する (後述)

10) 20世紀初頭の地理書。1999年にユネスコの出版補助金により、ハノイで再刊された。

京師—バクニン—ランソンの最短ルートを防衛する意味をも有していたと考えられる。

⑨金閻所 **Kim Quan Sở** ハノイ市内からチュオンズオン橋を越えてザラム県に入つてすぐの現在の国道1号線上に Kim Quan So があり、すぐ西に Kim Quan 社が有るほか、東北のドゥオン河を越えたところにも Kim Quan Dong の地名が残る。また南約1キロの細江県の紅河東岸自然堤防地にも別に Kim Quan が存在する。

⑩華林所 **Hoa Lâm Sở** 『備覧』には華林所とあるが、『地輿誌』では長林 (Trường Lâm) 所と名が変わる。Truong Lam はザラム県内の⑨のすぐ西に存在する。また、ドゥオン河南岸にはこの所に関係あると考えられる「名林所」という所名が『備覧』に見られる。

⑪亀蒙所 **Quy Mông Sở** 東岸県内で1号線上にある。桜井が指摘する李朝の本拠地古法（亭榜）の西南2キロ、⑨の Kim Quan Dong とほぼ同じ地点に存在する。この付近には前述の紅河の氾濫水による三日月湖、小堤、及び低い残丘が混在し農業開発地としては好適な場所であった [桜井 1980a, pp.603-605]。

⑫丹染所 **Dan Nhiêm Sở** ⑨の細江県所属の Kim Quan 社の南東3キロの紅河東岸堤内の自然堤防上に存在する。

(イ) 山南中流域

いづれも西部氾濫原の中に位置する。桜井 [1989] が説く紅河西岸輪中の完成により、田地開拓が可能になったと考えられる。

⑯貢渓所 **Cống Khê Sở** 現フーリー Phù Lý 市の西北約21キロの、ダイ河が屈曲する南岸の自然堤防上に位置する。またそこから10キロほど東の懷安県にも『備覧』には「貢渓社」がある。ここはすぐ西のチュオンミー山脈に

くい込んでいく沢の入り口にあたる。開国功臣の一人裴国興の本拠地もある。

⑭楽場所 **Lạc Trường Sở** フーリー市は国道1号線、21号線、ダイ河、フーリー河の交差する要地である。楽場所はそのフーリー市から河をはさんだすぐ北の、フーリー河堤の堤外地にある。ギン [1986a, p.32] は『備覧』には既に楽場社しかないものの、金榜県における官屯田の存在を記す景興年間の后碑記¹¹⁾から、楽場社を楽場所に同定している。

⑮羅山所 **La Sơn Sở** フーリー市と現ナムディン Nam Định 市を結ぶ21号線の中間にビンルック (平陸, Bình Lục) 県の県治が存在するが、羅山社はその真南6キロのところに位置する。

⑯鳳尾所 **Phượng Vỹ Sở** ⑮の西3キロに位置する。⑮⑯のあるナムディン輪中地域 (フーリー市、ナムディン市、ニンビン市を結ぶ三角形に相当) は大凹地 (中央部の海拔はわずか0.6メートル) を形成しており、その中の微高地に無秩序に小村落が散在している。グールーはこのタイプの村落を県名 (青廉) からタインリエム Thanh Liem 型と名付けた [Gourou 1936, pp.243-244]。桜井 [1980b, pp.306-307] は同じナムディン輪中の中にありこのタイプに属する顕慶縚を、李朝時代の応豊行宮に比定している。

⑰天健所 **Thiên Kiện Sở** 天健は『地輿誌』の段階では大健 **Đại Kiện** となっている。⑯同様、ナムディン輪中内にあるが、Dai Kien はフーリー市の真南12キロほどの、ダイ河より東にある残丘のふもとに位置する。この天健山には陳太宗期に行在所が置かれ、陳末のチャンバ軍の北上の際には軍民を徵發して銅錢が隠匿された (『全書』8 廃帝昌符3年 (1379) 9月の条)。明支配時代にも『安南志原』山川の条の添健山の項に

添健山、即地観山、在里仁府。峰巒綿

11) ベトナム社会人文科学研究所所属漢喃研究院拓本記号：N.3681。1999年12月にこの碑文を探しに同地まで赴いたが、原碑は発見できなかった。なお拓本には「…本県 (=金榜県) 有官屯田在鄧舎・田舎・楽場等社所…」とある。

亘甚遠。内有地百余倾，四面如壁峭立，攀磴可至。昔陳嘗於此作宮室，立倉一廠，以備非常。

とあって、軍事上の拠点であったことがわかり、¹⁵¹⁶とは設立の経緯が違うと考えられる。

(ウ) ニンビン省内

現ニンビン省は北部が西汎濫原、南部が海岸砂丘列地区に分類される。ここで問題なのは所謂「洪徳堤」の存在である。

ピエール・グルーの地図〔Gourou 1936, pp.38〕で知られる堤防線（洪徳堤）に関しては、これまで『欽定越史通鑑綱目』20 光順8年9月「颶風海水溢」の条の註及び『大南一統志』寧平省の「堤堰」の項にわずかに言及がある他は、ほとんど史料が存在しないと思われてきた。同時代史料としては、工事に携わった役人の名前と堤防の位置や長さを記した同じタイプの複数の碑文の拓本（仏極東学院による採録）が漢喃研究院に残されている¹²⁾。ところが、ヴェトナム本国の学界では現地史料の収集が進み、15世紀の開村伝承を有する村落がこの堤防線にそって列状に存在していること、この堤防が現ナムディン省海岸地方まで延びていたことが明らかとなった。〔Nguyễn Hải Kế 1985 ; Phan Đại Doanh & Vũ Văn Quân 1999〕¹³⁾。

⑬望盈所 **Vọng Doanh Sở** 黎初から望盈県が存在する。『備覧』には所名がなく、県名と社名が存在する。望盈県逢川総に所属の望盈社が存在するほか、同県の上桐総にも同

名の社が存在し、その中に上桐村、所下村がある〔Nghinh 1986a, p.33〕。Vong Doanh はニンビン市の北3キロ、ダイ河の東岸に位置し、砂丘列地区に入っている。更に『地輿誌』では南定省真寧県神路総にも望盈所下同村が存在する。これは逢川総に所属の望盈社から東に32キロのところにあり、その間に⑭の東落（東海）所をはさむ¹⁴⁾。

⑭逢海所 **Bồng Hải Sở** 安慶県に逢海社が存在する。Bong Hai の名は筆者所有の地図には見られないが、注13にある貢水社と当時のダイ河河口を結んだ洪徳堤の付近に『地輿誌』の蓬海総（『備覧』の連海総）が広がる。ここらあたりが当時の開拓最前線と思われる。

(エ) ナムディン省南部・タイビン省内

桜井氏の地形区分〔1980a, p.620〕（地図2）でいうところの「海岸砂丘」地帯に位置する。海岸線にはほぼ並行に数列の砂丘列が存在し、その高みに村落がのる。農業以外の要素を度外視すれば、その開拓はその最奥部の砂丘列から開始されたことになる。

⑮東海所 **Đông Hải Sở** ギン〔1986a, p.33〕はこの所の比定に関し、正確性はかなり低いと断わりながらも、『備覧』の山南下鎮南真県沙籠総東落所上同村、金牢総東落所下同村、その中間にある沛陽総特所村をこれに比定している。ところが、『綱目』23 洪徳12年5月「置屯田」の条の註には『餘暇集』からの引用として屯田所の一覧があり、それには「東洛」とある。よってギンの比定（東海＝

12) この4つの碑文は、安慶県安謨社（現ニンビン省）に2基（拓本記号：N.9524, N.9525）、同県耽溪社に1基（拓本番号：N.6275）、義興府浮沙社（現ナムディン省）に1基（拓本記号：N.20161）あったはずなのだが、1997年の調査では四基とも実物を確認できなかった。これらはいずれも山南承宣に属する府県官が軍の力などを借りて洪徳3年12月に作堤作業を完成させたことを記しているが、山南承宣承司とその隸下の府県官に出された「山沢海岸等の土地で開墾できそうなところがあれば、築堤作業をせよ」という勅諭（『全書』12 洪徳2年11月の条）に従ったものと考えられる。

13) 筆者も1997年の調査で、現イエンミーの中心から東南の貢水社、鹹水村に、後世の史料ではあるが、15世紀の開村をつたえるものが多く存在することを確認した。例えば「安謨社山川人物碑誌」（嗣徳年間建立、堤防の具体的な位置の解説を行っている。拓本記号 N.9527）では、阮金銘が貢水社の開村者とされるが、その末裔が今も現存し、家譜も存在する。

14) 敷密に言えば望瀛はニンビン市付近にあるもののナムディン省内にある。

東落) はほぼ正しいと考えられる。沙籠総東落所上同村は現ナムディン市の東南20キロほどの、ナムディン河東岸のかなり奥の砂丘列上の Dong Lac Thuong Dong にあたる。その同じ砂丘列上の東1キロのところに Dong Lac が存在する。また、東南東約10キロの地点にも Dong Lac So Ha の地名が見える。これもより海岸に近い別の砂丘列上にある。

②連翠所 **Liên Thúy Sở** ギン [1986a, p. 33] は、『餘暇集』「天下版図」の舒池県の項目に「所」が一つあることに注目し、県内に存在する永盛8年(1712)建立の福勝寺后仏塔碑記に「本縁湧澤所下村の某」とある¹⁵⁾ことから、ここを連翠所に比定している。同県は現ナムディン市から東に向かい、フェリーで紅河を渡ってすぐのタイビン省西北端に位置する。この所もタイビン輪中の最奥部の砂丘列上にある〔桜井 1980a, pp.625-626〕が、この時期既に開拓線は少なくともタイビン市の西方まで延びていた〔桜井 1979, pp.8-10〕。

③上烈所 **Thượng Liệt Sở** 現タイビン Tháï Bình 市から東北に直線で12キロのところに Thuong Liet は存在する。ジェムホー河とチャリー河に挟まれた砂丘列区域のやはり最奥部に近い砂丘列にのっている。

④西謝所 **Tây Tạ Sở** 西謝の名は見えないが、西謝所に関係すると思われる Bac Ta, Dong Ta, Nam Ta, Trung Ta, Noi Ta などは現ハイフォン直轄市外郭県内に位置し、海潮江(ルオック河、バンブー運河)より南に広がる。しかし『備覧』段階では、これらは江より北に広がる四岐県の飛び地であり、阮朝時代に永保県に所属替えとなった。ルオック河、タイビン河、及びホア河に囲まれた平坦な低地に北謝総、東謝総は存在し、各村落は無秩序に位置している。グルー [1936, pp.243-244, 248] はこのタイプの村落を、同タイプの典型的な村落が多い金城県にちな

んでキムタイン Kim Thanh 型村落とする。桜井 [1980a, pp.628-629] は10世紀の土豪の一人范令公の拠点茶郷をこの金城県に比定している。

(オ) 南策周辺

この付近は行政区画の面では京北承宣と海陽承宣に分かれるが、乾季に海水が遡上してくる感潮帯の北限に当たる。また雨季にはカウ Cầu 河とルクナム Lục Nam 河が合流し、現在でもさながら湖のごとき冠水状態を呈する〔桜井 1992, pp.32-34〕。これを作堤作業によって一部開拓に着手し、田庄を経営したのが陳朝宗室である。

⑤龜浪所 **Khám Láng Sở** ハバック省(現在ではバクニン省—筆者注) ルクガン県、バックルン社に相当する [Nghinh 1986a, p.33]。桜井 [1992, pp.32-34] は東にドンチエウ Dong Triều 山塊、西にルクナム河をひかえた砂州上にある不完全輪中村落として、万安・薬山社を紹介し、これを「沿河田庄」の一例とする。⑥はルクナム河をさかのぼり、両側から山塊が迫ってくる位置にある。ここも山地を背にした「沿河田庄」式の開拓が可能であったのだろうか。ただし、ここにも陳朝時代に物資集積庫があったらしく、陳末のチャンパ軍の北上に際、⑦の天健山同様に銅錢が隠匿された¹⁶⁾。こうした機能もこの所は引き継いだのであろう。

⑥安住所 **An Trú Sở** ハバック省(現在ではバクニン省—筆者注) ザルオン県アンティン社に相当する [Nghinh 1986a, p.33]。タイビン河の西側にあり、当時はタイビン河東岸の青林県に属していた。ここもキムタイン型に属する地域である。

⑦鄱陽所 **Phòn (Bài) Dương Sở** 現ファライの南西にあり、ラピッド運河の南岸自然堤防の最東端に位置する。

15) 拓本は漢喃院はない。1999年12月に実物を現地で確認した。福勝寺(通称は Chùa Hội)は現在, Thôn Hội, xã Song Lāng, huyện Vũ Thư, tỉnh Tháï Bình にある。

16) 『全書』8 廃帝昌符3年(1379)9月の条には「可浪龜」という地名で出てくる。

㉗南潤所 **Nam Gián Sở** ㉗の逆側、ファーライの東南3キロ、キンタイ河の屈曲部の北岸に位置する。㉙、㉚はハノイからザラム、ファーライ経由でハイフォン市方面にゆく国道5号線付近にある。桜井 [1992, pp.36-38] は、㉗のすぐ西南隣にある靈江社¹⁷⁾に陳仁惠王の屋敷が設定されていたことから、そこが田庄であった可能性を指摘する。とすれば、㉙も元は田庄であったか、それと同様の開拓がされた可能性が高い。

㉘思邁所 **Tu Mai Sở** ギン [1986a, p.33] は『餘暇集』天下版図の安勇県の項目に「二つの所あり」とあることから、一つを㉘思邁所、もう一つを㉙粉池所にあてている。Tu Mai はファーライの北西7キロ、カウ河が東から南へと流れを変える屈曲部の東岸堤防上に位置し、対岸に浮沙地が見える。

㉙粉池所 **Phấn Trì Sở** バクザン市の南、カウ河の屈曲地点の南岸に位置する。すぐ南にニャンビエン（岩駒）山を控え、「沿河田庄」式の開拓が可能な場所であろう。最近バクザン市に近いランザン県で発見された16世紀前半の進士甲海の父親の墓誌に、彼の長子汎（海の兄）が粉池屯田所使であったことが記されており、屯田所の実在が確認された¹⁸⁾。

(力) バクニン周辺

ハノイと南策地方に挟まれ、中国との陸路最短ルート上に位置する。地形区分では北部氾濫原にあたり、堤防完成によりようやく二期作の可能になったところであるが、一方で残丘周辺の高みは、紀元前にさかのぼる古い歴史を有する地域でもある。

㉚大早所 **Dai Tảo Sở** 現バクニン市の北北西2キロのところ、丘陵とカーロー河の残した沼沢が複雑に交錯する高みに位置する。

17) 同社はキンタイ河とタイビン河の分岐点の東北部分に出来た合流点の、砂州の完全輪中による囲い込み地である三角形の北の底辺の東端に位置している。

18) 同碑文に関する最初の報告はチャン・ヴァン・ラン Trần Văn Lạng とグエン・ヴァン・フォン Nguyễn Văn Phong 1999 によるものであり、それに基づき1999年12月、筆者はバッックザン省ランザン県ズインチ社に赴き、実物を読む機会を得た。また、ラム・ザン Lâm Giang 2001 によって原文及びヴェトナム語訳が公開されている。

三 屯田所設立の目的

本稿でめざしたのは屯田所政策が、聖宗諸政策の中でどのような目的を持ち、実態がどのようなものであったかを検討することにあった。

まず二でみたギン [1986a, pp.35-37] の指摘するデルタ内屯田所分布に関する全体的特徴につき言及しておく。氏の挙げる特徴とは (a) 承宣別で見ると海陽、山西の比率が低いこと、(b) 京師付近に所が集中していること、(c) 京師を起点として東北方面及び南部方面に列条に所が位置していること (d) 南策付近にも集中がみられること、である。(a) に関しては、「南策付近」と二の (オ) で筆者がくくった地域が海陽と京北に行政区画の面で分かれているのがその一因である。しかし確かに東部新デルタの下流域には所の分布は見られない。(b) に関しては二の (ア) が対応する。京師の四方を囲むように所は位置している。(c) に関しては京師東側、東北側の複数の所、㉚大早所、㉙粉池所が京師—ランザンルート上に位置し、京師南側の複数の所から主としてダイ河沿いに所が点在してニンビンに至っている。(d) に関しても既述 (オ) に見られるように、交通の要衝ファーライを中心に所が点在している。

以上のことからギンは、農業開拓の面と同時に軍事的な意味を屯田所設置に求めている。しかし、逆にさほど軍事的意味をあまり持たないようなところにも所（ナムディン輪中央部や沿岸部）があることから、所ごとに二つの意味のもつ比重も異なり、それに従って労働力の構成も異なってくると考える必要が

あろう。

何度も述べるが、15世紀段階で所の内実を知る史料は皆無に近い。しかし、労働力源として可能性があるのは、(i) 不自由民、戦争捕虜、(ii) 囚人、(iii) 自願の一般民、(iv) 近在の村落から差役として徴発された一般民、(v) 軍兵である。

(i) に関しては、李陳朝期にはチャンパや西方の勢力との戦闘で得た捕虜をデルタ各地に移住させたということがしばしば紹介されている。黎朝前期にもチャンパとの交戦は続々、聖宗期の光順10年から洪徳元年にかけての親征では多くの捕囚を得たことが知られる。『全書』12 洪徳3年9月—冬10月の条及び冬10月—11月の条によると、これらの捕囚は私的な奴隸とすることが禁じられ、屯田所を管轄する太僕寺がその管理にあたったらしい。既述のごとく「屯田所開設の詔」が出されるのはそれより10年ほど後の洪徳12年であるが、それに先行して屯田所のいくつかが既に成立していたことは、『全書』13 洪徳8年冬10月初6日の「定考試隊長例」で、戸部が考試を行って屯田所その他の機関の欠員を補充せよという文言があることから明らかである。よってこうしたチャンパ捕囚が少なくとも初期の屯田所の労働力の一部とされていた可能性は否定できない。しかし多くの先学がすでに記しているように、黎朝時代には奴隸制度はその奴隸の供給源が戦争捕虜であれ罪人であれ、非常に限られたものであって衰退の一途をたどっており、屯田所制度が15世紀以降も続行されていたこと〔Nghinh 1986b〕を勘案すると、その占める比率は時代を経るにつれ減少していくと思われる。

(ii) に関しては、黎朝時代の罪刑に「徒刑」があり、最も重い者は男の場合、「徒種田兵」とされることにギン〔1986b, p.51〕も注目したが、『歴朝憲章類誌』刑律誌¹⁹⁾を調べた結果、「徒種田兵」とされる条文がわ

ずかであることから、これも屯田所での労働力の主体にはなりえないとする。

(iii) の場合は後述するように、屯田所の開拓形式をとらず、これも構成要素としては比率は低い。残ったのは(iv) 差役民と(v) 軍兵である。

既述の如くギンは軍事的役割を指摘しているが、それは前線形成より後衛、及び補給基地としての役割を想定してのものである。ただし実際の戦闘部隊は、当時の五都督府制度下の都督府、軍事的要地に置かれた都督府に属する衛と、その更に下の「所」(屯田所ではない) あって、屯田所そのものが軍事力を持っていたわけではない。規程では1衛の兵の定員は1万2千人であった(『餘暇集』「官制典礼」五府都督の項)が、輪番制であって常にこれだけ駐留していたわけではない。しかし、中国の場合では、もともとは平時には農耕を行い、有事には戦闘をするというのが基本であったが、やがては兵の中に戦闘(及びその訓練演習)を行う者と耕作を専らにする者とに分かれていった。ベトナムの場合もおそらく同様で、これら衛所の兵に供給する糧秣の源の一つとして屯田所があり、軍事的要地の付近にある屯田所はこうした軍兵を大きな労働力源としたと考えられる。ただ、残念なことに、黎朝時代の各衛所はおろか、13あった承宣の治所すらも黎朝時代の史料からはわからない。わかっているのは京師が現ハノイの地にあったことだけである。ただ阮朝期の地誌である『大南一統志』から、海陽の治所が至靈県(『同書』海陽、城池の条)にあったこと、山南は、最初河港として有名な興安のフォーヒエン(憲舗)にあったが、黎末(景興2(1741)年)に山南が山南上と山南下に分離したとき、現在のフーリー市付近に山南上の治所が置かれていたらしいことがわかるのみである。また衛所は屯田所と違い、雅名(「震威衛」など)を用いてい

19) 氏が何故オリジナルな『黎朝刑律(國朝刑律)』の方を用いなかったかは不明である。またギン1986a, p.30は『餘暇集』「條律」に「徒屯田兵」とみえる条文を二つ紹介している。

るので名前から位置を想定することは不可能である。

京師ハノイ周辺に特にこれだけ屯田所が集中していることは前稿〔八尾 1989b〕で筆者が考察した五軍都督府制度によって説明できる。

聖宗期の各承宣には複数の衛所が置かれ、それを都指揮使司（都司）が統括し、それが京師にある5つの都督府（東西南北中）に所属する。ただし京師をとりまく4つの承宣（海陽、京北、山西、山南を指し、「四鎮」と通称される）には都司は置かれず、都督府に直属していた。そして各軍府に直属する衛軍と、近衛軍である禁軍を「内軍」と称し、それ以外を「外軍」と分けていた。問題になるのは中軍の場合で、四鎮の24衛（4承宣×6衛）が京師を除くデルタ全体に置かれた一方で、わずか2県からなる京師（中都府）に中軍都督府に直属する6衛と禁軍が置かれたはずになる（表2参照）。その兵を養うために、或いはその労働力を平時に利用するために、かくも多くの屯田所が設立されたと考える。

海陽の場合はそれより程度が低いが、同様

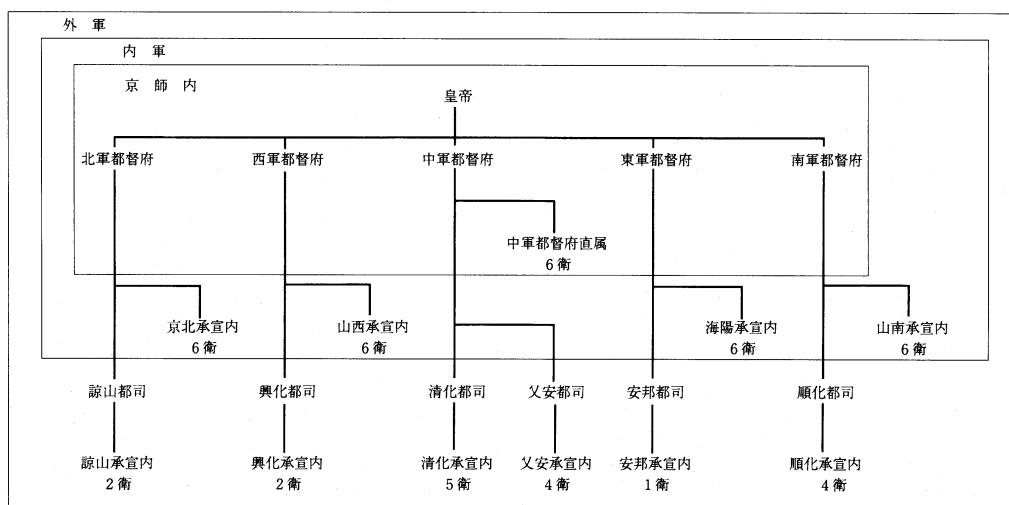
の事が言えよう。治所である至靈県は当時の主要な交通路であった河川が集中する地点にあたる。またその他の孤立してはいるが軍事的に重要な地点にある屯田所では、一般の民の田地拡大よりも、兵士用の土地の確保が優先され、その労働力に多く依存していたのではないかろうか。

これに対してさしたる軍事拠点、交通路の要衝とも思われない所のほうはどうなのだろうか。

二では各屯田所の位置比定と、甚だ粗雑な環境、歴史説明を行ったが、明らかなのは、そのほとんどが桜井の指摘する、15世紀以前に存在した村落と同様の環境を有していることである。紅河、ドゥオン河及びダイ河の自然堤防、トーリック河の沿河微高地（①～⑫）、氾濫原や低地にある残丘、微高地、既に海岸開拓線から遠くなった砂丘列（⑬連翠、⑭上烈）に立脚したもの等みなそうである。仮に開拓が主要な目的であってそれが大規模なものであったとしたならば、何故にそこに屯田所が設けられなければならなかったのか。

表1を見ると、A所がA社に変わってい

表2 五軍都督府制度下の統属関係（洪徳2年以前）



（禁軍および奉直軍（これについては全く史料が無い）に所属する太原都司（3衛）と宣光都司（4衛）は省略）

った例はあるが、同じ総内に A 社と A 所が共存する例も非常に多い。一方、黎朝初期の地理書には、社名までを掲載する地誌は存在せず、社が先にあったのか、所が先に設立されたのかはわからない。よって A 社の周辺の未墾地・荒蕪地を A 所とし、成熟するに従って周辺の社に分属させていったのか、あるいは A 所と設定された比較的広い地域から、一定の人口と耕地が成熟した段階で A 社として分離させたのか、並存状態のままであったかはっきりしないのである²⁰⁾。実際いづれの例もあったであろう。しかし、桜井の分析手法に従うならば、古い開拓の歴史を持つ地域ほど村落が古くから存在し、「社」という単位が、規模はどうあれ陳朝期から存在していたことを考えれば、そこには社が先にあった場合の方が多かったと考えられる²¹⁾。所に所属する田地が散在していることも、すでに耕地化された土地の狭間を開拓していったことにその原因があると考えられる。屯田所の意図は、開拓という立場から見た場合、爆発的に外延に向かうのではなく、大河川に設置された堤防網を利用して、村落間の隙間を埋めるという「精緻化」にむかっていたのである。また、屯田という手続きを踏まなくとも、民による近隣の荒蕪地の開拓はおそらく進んでいたと考えられる。それは均田制度の根幹に密接に関わってくる問題だからである。

桜井〔1987、第1章〕が詳述した如く、洪徳均田例では、社を土地・人口調査、及び公田土分給の単位としており、田土を班給される丁の年令、身分などによってその持ち分を決め、その持ち分の総数で社内の田土の総面積を割り、各丁はその数値に持ち分を乗じた面積の田を授給されるのが大原則であった。

20) ギン 1986b, p.55 も同様の苦悩を吐露している。

21) 更に憶測を加えると、そもそも屯田所の実態は何であるのか。長官の所使、副使の官位が低いことを考えると、村落を意味するものではなく、特定の社に付設された人為的な出先機関で、その周辺の未墾地・荒蕪地を「所」所属の土地としていた可能性すらあるのではないか。

22) 1996年12月に訪問の際、ムラの神祠に陳榴・陳爛の二人宛の勅封があることを確認した。また清化藍山に今も住む陳榴一族の本宗には家譜や19世紀の碑文が存在し、各支派の居住地に関する記述がある。この碑文に関しては近く公開予定である。

ゆえに、社内の田地面積が増えて丁数や各丁の持ち分に変化がなければ、各人の受け取る田地面積の絶対量は増加することになる。逆に言えば同じ持ち分を持っていても、違う社に戸籍をもつ者の間に班給田土の絶対量に差が生じることになる。近隣の社の田土を給することもあったが、それはあくまで例外的なものとされた。ために国家は田地拡大をしばしば法令を出して推奨している。しかし、労力と成果が見合わなければ計画は頓挫し、うまくいけば今度は民による隠田と、有力者(勢家と呼ばれる)による占奪のおそれがともなう。

まず隠田の方だが、政権側が民の開拓を奨励する一方で、15世紀には屯田という形式によらない新村開拓事例が多く残されている。いくつか例を挙げる。

まず筆者が前稿〔1995〕で紹介した安興の例では、太宗時に懷德府寿昌県に居住していた武氏三兄弟が官の許可を得て新開拓地を求め、安邦の安興県ハナム島北部の開拓をはじめ、洪徳期によく社の設立となる。その間、ある程度田地が成熟するまでは課税は行われず、しかも社の設定の時に社や田地の面積と境界線、人丁数を確定し、課税額を定める際に膨大な労力と時間を要している。それほど私人による田土隠匿或いは地方官の不正行為を恐れたのであろう。

次にナムディン輪中内の平陸県内度越寨は、黎朝開国功臣である陳榴・陳爛父子の一支派により開拓されたとする史料が存在する²²⁾。

最後に規模としては例外ともいえるニンビンの開拓について言及しよう。

洪徳堤が洪徳3年(1472)に築かれたとする碑文が点在することはすでに言及した。そ

してそれと前後して、民による新村設立が行われる。ゾアン氏とクアン氏の集めた現地史料に依れば、瑰池（当時は瑰潭）社の開拓は洪徳元年（1470）8月から開始された。この開拓の初期には89人が参加しており、そのすべての人物の名前と原貫地が記されているという。そしてそのうち36人の貫地は望瀛県であった〔Phan Đại Doãn & Vũ Văn Quán 1999, pp.18-20〕。しかし両氏はこうした新村設立と屯田所制度の関係について言及を行っていない。望瀛県内に望瀛所がある一方でどうしてその県を離れて新村建設に参加するのか。その理由については両氏の分析からある程度のことが想定できる。つまり、この瑰池も4年後の洪徳5年には社として認定を受け、7年には928畝の田地があると地方官に報告されたが、上級機関への報告額は720畝だけで、残りの208畝は地方官と民によって隠匿された。また報告分の720畝もその半分が非課税の私田とされて開拓者の手にわたり、均田制度の対象となる公田となったのはわずか360畝であった。社近隣の小規模開拓にも同様の不正がまかりとおっていたことは想像に難くなく、『黎朝刑律』田産章ではその状況を反映して、公田の侵奪を厳に禁止している。

次に、有力者による土地占奪についてであるが、陳朝期に王族を中心として行われた田庄経営は黎朝では例外的存在とされる。しかし、例外的とされながらも黎朝功臣は功績に応じてその田庄を賜与され、経営を行っていた（ただし賜与された田地がすべて田庄タイプというわけではない）。そして近隣の村落

との間に摩擦を起こすことも間々あった。例えば『全書』11 太宗紹平4年11月—丙午の条は、開国功臣の一人で大臣であった黎囂が、（おそらく田地造成のため）小河川を勝手にせき止めて、民が不便を蒙っているという状態を記録している。

また『清化永禄県風土志』²³⁾「人物」の太尉崇国公（=黎寿域）の條には

又相伝、代□時、凡所浮獲占人、公皆奉命、分立庄所、使降衆散行、墾開屯田、開其道路、公私便之。以此生民団聚、生業日日益衆。如今之觀捕・觀□等庄、多武姓是也。其庄皆有廟祠、奉祀至今不絕焉。

とあり、開国功臣の一人で清化出身の黎寿域が、占人、つまりチャンパの人間（多くは捕囚であろう）を集め、清化永禄県に分立された庄・所に分散居住せしめ開墾させたことがわかる。これは紅河デルタの例ではないが、田庄経営はもちろん、屯田所にまで有力者の力が伸びていたことを示している。

「勢家」にたいする牽制は県官レベルではとても不可能であり、国家サイドでその防止に努める必要があった²⁴⁾。これらの問題を解決する方策の一つとして、屯田所政策は一定の効力を有していたと言えよう²⁵⁾。田地の大量かつ片寄った開拓ではなく、しかも私人（それが一般民であれ有力者によるものであれ）による土地占奪に歯止めをかけ、公田制維持に寄与させること、そして合わせて軍事制度の一端を担わせることが屯田所制度の目的であったと理解すべきであろう²⁶⁾。

23) 漢喃研究院蔵 VHv.1371, 但し A.690 の古い番号が有る。嘉隆15（1816）年に作成され、維新五年（1912）に奉写されたといふ。

24) 当時の官制では県の長官である知県は從七品、勢家は『黎朝刑律』盜賊章の割注に依れば二品以上の者を指すとあり、序列に格段の差が存在する。

25) ギン 1986a, p.33 も紹介する漢喃研究院所蔵の『南定省真寧府神路總望瀛社地簿』を阮朝嘉隆4年に作成、上申したのは山南下処義興府望瀛縣望瀛所下村の郷目らであり、その報告では公私田土が184畝8高3尺3寸で、その内公田が151畝5高5尺5寸とするが、私田に関する記載は無い。また各田地の四至の記述に私田は一度も現れない。報告を信じる限り100パーセント公田土であったとみられる。

26) ただし、ニンビンの例に関しては、ゾアン・クアン両氏の集めた筆者未見の史料等をもとに再考察する必要があると考える。

結びにかえて

15世紀の屯田所政策は、少なくとも紅河デルタでは大規模開拓が目的ではなかったことは何度も述べた通りである。となれば、こうした小規模開拓の進展はデルタが飽和状態になりつつあった証拠とも言えよう。それを聖宗没後以降の大混乱の予兆とみるのはうがちすぎであろうか。

しかし、蒸し返しになるが、軍事的要地や幹線路上の屯田所の位置選定はともかくとして、それ以外の屯田所はいかなる優先順位に基づいて設定されたのであろう。デルタを概観すれば屯田所の候補地は至る所にあるはずなのに。デルタ下流域の海岸線の開拓最前線に多くの屯田所が置かれても決しておかしくないだけの技術は既にあったはずである。

全く状況証拠でしかないが、所の選定にあたって上記の農業的、軍事的理由の他にやはり政権の中枢を担う人物の意向が働いていたと考えるべきであろう。例えば⑬貢渙は功臣裴国興の本拠地であり、⑭連翠（湧澤）のすぐ東方の都奇社（現ソンアン社）にはこれも

功臣で、聖宗擁立にも貢献した丁列の一支派が居住し²⁷⁾、聖宗は実はここで生まれたという俗説さえ残っている〔Mai Hồng 1998, pp. 191-193〕。更に筆者の前稿〔八尾 1989a〕をもとにすると、県レベルで見た場合、屯田所のある県と、科挙合格者を多数だした県とは強い相関関係にあるのである²⁸⁾。単に環境条件だけではこの30もの所の存在理由を説明することは不可能であり、政治的人脈や宗族関係等も所設定の要因に含めざるを得ない。

本稿は、筆者がこの数年事例研究ばかりにウェートをかけていた事に対する反省の意味もこめて執筆したのであるが、結局は現地史料に基づく精緻な研究と組み合わせない限り、上記に繰り広げてきた推論は本当に単なる推論に終わってしまうことを再確認するということとなった。皮肉の極みである。

[追記]

本稿は1996年度（後期）松下国際財団研究助成費による研究成果最終報告書（1999年提出）を元に、大幅な改定を加えたものである。

参考文献

- Gourou, Pierre. 1936. *Les paysants du delta tonkinois -Étude de géographie humaine-*. Paris.
- Lâm Giang. 2001. Về tám Bia hộp tại Núi Cốc xã Dĩnh Trì, huyện Lạng Giang, tỉnh Bắc Giang. *Tạp chí Hán Nôm* 46.
- Mai Hồng. 1998. Những tư liệu về dòng họ Đinh trên đất Thái Bình có liên quan tới việc lên ngôi vua của Lê Thánh Tông. in: Viện Nghiên cứu Hán Nôm (ed.). *Thông báo Hán Nôm học năm 1997*. Nxb. KHXH.
- 桃木至朗 1982 「陳朝期ヴェトナムの政治体制に関する基礎的研究」『東洋史研究』41(1).
- 2001 「ベトナム史の確立」『岩波講座 東南アジア史』2. 岩波書店.
- Nguyễn Đức Nghinh. 1986a. Đิ tìm dấu vết sở đồn điền ở Đàng ngoài (thế kỷ 15-18). *Nghiên Cứu Lịch Sử (NCLS)* 228.
- . 1986b. Những Sở đồn điền thời Lê ở Đàng ngoài (thế kỷ 15-18). *NCLS* 230.
- Nguyễn Hải Kế. 1985. Đê Hồng Đức và công cuộc khẩn hoang vùng Biển Nam sông Hồng thời Lê sơ. *NCLS* 224.
- Phan Đại Doãn & Vũ Văn Quân. 1999. Quá trình khai hoang lập làng Cói Trì (Yên Mô - Ninh Bình) dưới thời Lê Thánh Tông. *NCLS* 307.
- Phan Huy Lê. 1959. *Ché dò Ruộng đất và Kinh tế Nông nghiệp thời Lê sơ (Thế kỷ XV)*. Nhà xuất bản Văn Sứ Địa.
- 桜井由躬雄 1979 「雒田問題の整理—古代紅河デルタ開拓試論—」『東南アジア研究』17(1).
- 1980a 「10世紀紅河デルタ開拓試論」『東南アジア研究』17(4).

27) 後世のものではあるが、丁氏三兄弟（丁礼、丁蒲、丁列）の事蹟を記した碑文が現存する。八尾 2001b, pp.19-20 参照。

28) 陳朝時代の田庄を經營する陳朝宗室・貴族と、その庇護を受けた文人官僚との関係を彷彿させる。詳しくは桃木 1982を参照。

- 1980b 「李朝期（1010-1225）紅河デルタ開拓試論—デルタ開拓における農学的適応の終末—」『東南アジア研究』18(2).
- 1987 『ベトナム村落の形成—村落共有田=コンディエン制の史的展開—』創文社.
- 1989 「陳朝期紅河デルタ開拓試論 1—西泡濫原の開拓—」『東南アジア研究』27(3).
- 1992 「陳朝期ベトナムにおける紅河デルタの開拓—新デルタ感潮帯の開拓—」石井米雄, 辛島昇, 和田久徳編著『東南アジア世界の歴史的位相』東京大学出版会.
- Trần Văn Lạng, Nguyễn Văn Phong. 1999. Phát hiện sách đá ở mộ thân phụ Trạng nguyên Giáp Hải. in: Viện Nghiên cứu Hán Nôm (ed.). *Thông báo Hán Nôm học năm 1998*. Nxb. KHXH.
- Trương Hữu Quỳnh. 1982. *Ché độ Ruộng đất ở Việt Nam: Thế kỷ XI - XVIII*. tập I. Nxb. KHXH.
- 山本達郎 1950 『安南史研究 I—元明両朝の安南征略—』山川出版社.
- 八尾隆生 1989a 「ヴェトナム黎朝初期の南策勢力」『史林』72(1).
- 1989b 「ヴェトナム黎朝聖宗期の軍事体制」『南方文化』16.
- 1995 「黎朝聖宗期の新開拓地を巡る中央政権と地方行政—安興碑文の分析—」『東南アジア研究』33(2).
- 2001a 「山の民と平野の民の形成史—五世紀のベトナム—」『岩波講座 東南アジア史』3. 岩波書店.
- 2001b 「黎朝碑文集 II—黎朝開国功臣関連碑文（1）—」『広島東洋史学報』6.